

第2回新宿区高齢者保健福祉推進協議会委員意見一覧(資料1-1に対するご意見)

	意見	該当箇所	区の考え方	担当課
1	①一般高齢者調査+介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 規模が少し大きくなって良かったです。生活圏域毎の分析の充実を望みます。	P1	計画は区全体を対象として策定しますが、「一般高齢者調査+介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」における圏域ごとの調査結果を捉えながら事業を展開していきます。	地域包括ケア推進課
2	④ケアマネジャー調査の欄の調査項目の行の令和4年度の列に「ICTの利用意向」(※)の項目を追記してはいかかでしょうか。※資料1-2の19ページの設問19-1が該当していると思われます。	P3	④ケアマネジャー調査の設問19-1で「ICTの利用意向」をお伺いする予定ですが、資料1-1の「調査項目」は、資料1-2の「見出し」を転記することにより、調査の概要をお示ししています。 委員ご指摘の、資料1-2の19ページ設問19-1については、資料1-1の「調査項目」でいうところの「各種連携の状況」に含まれていないので、ご理解ください。	介護保険課
3	⑥在宅介護実態調査 どちらに委託し、委託料はおいくらなのでしょう？地域の事は自治会・地域包括支援センター(高齢者総合相談センター)・民生委員さん等の方が把握されており調査対象者も安心されるのではないのでしょうか？	P4	「新宿区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に関する調査業務等委託」につきましては、令和4年2月4日(金)より公募を開始しており、事業者評価委員会による評価を経て、令和4年3月下旬に受託事業者を決定する予定です。在宅介護実態調査は、この受託事業者から区内居宅介護支援事業者への再委託により実施します。 委託料については、公募要項上、契約上限額を14,145,150円(税込)としていますが、各事業者の提案により変動する可能性があります。 なお、在宅介護実態調査の調査対象者は、「在宅で生活している介護認定を受けている方(もしくはその介護者)」であるため、ケアマネジャーが定期訪問を行う際に併せて調査を行うことが効果的であると考えます。	介護保険課
4	⑥聞き取り調査の対象数が600人というのが気になりました。マンパワー的に実現可能でしょうか？令和元年度は183名が対象となっていて前回よりも3倍以上の数です。183名の聞き取りも実際は大変だったと思います。数を増やす理由は何かあるのでしょうか？	P4	前回調査では、区の認定調査員による認定調査の中で実施したため、サンプル数の確保に課題がありました。今回は居宅介護支援事業所に再委託することで、サンプル数の課題は解消されるものと見込んでいます。 なお、在宅介護実態調査の対象者数は、厚生労働省の「在宅介護実態調査実施のための手引き」において、人口10万人を上回る自治体については概ね600件程度のサンプル数を確保することとされていることから、600件を聞き取り予定数として設定しています。	介護保険課